

広島県告示第六百六十五号

平成二十五年広島県告示第三百一号（指定介護予防訪問介護の提供に当たるサービス提供者として知事が定めるもの）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第二中「。以下「旧施行規則」という。」を削る。

第三中「旧施行規則」を「介護保険法施行規則」に、「二級課程を修了した者」を「介護職員初任者研修課程を修了したもの」に改める。